

第2章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

前章までの背景や現状を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題に対処し、環境負荷の少ないまちを目指すためには、ごみの排出者となり得る全ての者が、ごみの減量から最終処分に至るまでの過程において、それぞれの立場で必要な役割に取り組むことにより、資源循環型の地域社会をつくりあげていくことが必要です。

このことから、本計画の基本目標を、「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成」とします。

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成

① 市民（消費者）の役割

市民一人ひとりが、ごみの排出者であるという自覚を持ち、生活習慣を見直し、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rや適正排出に努めることが求められています。

② 事業者の役割

事業者は、生産、流通、販売等の各段階でその事業活動スタイルを見直すなど、市民とともに3Rに努めるほか、自らごみ処理責任があることを自覚して法令等の理解を深め、適正な処理に努めることが求められています。

③ 行政の役割

市は、市民や事業者が3Rに取り組みやすい環境やシステムを整備するとともに、市民の視点に立ったごみの適正処理に必要な施設の維持や事業の効率化に努め、三者の協働により循環型社会の形成を推進します。

(2) 基本方針

本計画の基本目標の達成に向けて、市民、事業者、行政の役割を踏まえ、「環境」・「社会」・「経済」の3つの視点の下に次の4つの基本方針を定め、具体的な施策を実施していきます。

基本方針 1 3 R の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルから脱却し、循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再使用及び再利用の 3 R の取り組みを推進します。

基本方針 2 適正なごみ処理の確保

安全で安心なごみ処理体制を確保し、ごみの収集運搬・処理・処分を適正に行うことで、良好な生活環境をつくります。

基本方針 3 市民の視点に立ったごみ処理システムの構築

市民の関心や要望の強い事業に優先的に取り組むなど、市民の理解と協力が得られるような、適切で満足度の高いごみ処理システムを構築します。

基本方針 4 経済的・効率的なごみ処理の推進

費用対効果を考慮した事業運営を行うことや各主体が適切な費用負担をすることにより、将来にわたって持続的かつ安定的なごみ処理ができるよう、健全で効率的なごみ処理を推進します。

2. 計画の目標値

本計画では、基準年度を平成 21 年度とし、最終目標年度の平成 32 年度における数値目標を設定して、その進捗状況を検証しながら、ごみの排出抑制及び資源化を推進し、最終処分量の抑制を図っていきます。

●排出抑制の目標値

平成 32 年度における 1 人 1 日当たりのごみ排出量を基準年度より約 3 % 減少させ、910 g とします。

●資源化の目標値

平成 32 年度におけるリサイクル率を基準年度より 3.6 ポイント向上させ、約 33 % とします。

●最終処分の目標値

最終処分場の供用期間を当初の計画期間である 15 年から 5 年以上延長させます。

① 排出抑制の目標値

総排出量とは、家庭系ごみ及び事業系ごみの合計で、家庭系ごみには燃やせるごみ、燃やせないごみ及び大型ごみ（以下「家庭系廃棄ごみ」という。）、資源物、危険ごみのほか集団資源回収量も含まれますが、人口が減少傾向にある中で排出抑制を推進するための目標値は、1人1日当たりの排出量（以下「原単位」という。）を用いることが有効です。

家庭系ごみについては、平成21年度に比べ、平成32年度までに家庭系廃棄ごみを原単位で約8%減らす一方、集団資源回収等量を原単位で約11%増やすことで、家庭系ごみ（集団資源回収量を含む。）の原単位を695g以下とします。

また、事業系ごみについては、平成21年度に比べ、平成32年度までに排出量で約10%減らします。

以上により、総排出量に係る原単位を約3%減の910g以下とすることを目指します。なお、中間目標年の平成27年度については約2%減の920g以下とします。

区 分	平成21年度 (基準年度)	平成27年度 (中間目標年度)	平成32年度	
			目標年度	基準年度比
総排出量	41,837 t	40,000 t	38,360 t	-8.3%
家庭系ごみ排出量（集団資源回収量を含む。）	31,770 t	30,430 t	29,300 t	-7.8%
	家庭系廃棄ごみ	22,508 t	20,880 t	-13.0%
	集団資源回収等量	9,262 t	9,710 t	4.8%
	事業系ごみ排出量	10,067 t	9,060 t	-10.0%
原単位	総排出量	939 g	910 g	-3.1%
	家庭系ごみ排出量（集団資源回収量を含む。）	713 g	695 g	-2.5%
	家庭系廃棄ごみ	505 g	465 g	-7.9%
	集団資源回収等量	208 g	230 g	10.6%

② 資源化の目標値

資源化の目標値（リサイクル率）については、排出抑制施策、集団資源回収の奨励及び分別の徹底等の資源化施策を推進することで、平成21年度29.4%に比べ、平成32年度までに3.6ポイント増の約33%に引き上げることを目指します。なお、中間年の平成27年度については1.6ポイント増の約31%以上とします。

区 分	平成 21 年度 (基準年度)	平成 27 年度 (中間目標年度)	平成 32 年度	
			目標年度	基準年度比
総資源化量	12,281t	12,450t	12,510t	1.9%
リサイクル率	29.4%	約 31%	約 33%	3.6ポイント

③ 最終処分目標値

最終処分の目標値については、最終処分するごみの多くが溶融処理に伴って必然的に発生する残渣であり、その生成量は単に溶融処理されるごみ量によるだけでなく、ごみ質に応じて含有重金属等の無害化に要する薬剤処理等により大きく左右されます。

このため、特定年度における削減量や削減率を設定することは困難なことから、ごみの排出抑制や資源化を推進することで、計画期間全体を通して最終処分量を抑制することとし、平成 16 年度から平成 30 年度までの 15 年間の計画供用年数を 5 年以上延長させます。

なお、上記目標値の設定は、目標年度における計画収集人口を推計した上で、本市、国及び北海道の各種計画等との比較による進捗状況を勘案し、行っています。

(1) 計画収集人口の推計

少子高齢化や景気低迷等により、本市の人口は平成 18 年度から減少に転じており、こうした傾向は今後も続くと思われます。

こうした中、本計画における人口推計は、起点とすべき基準年度の原単位算定等に用いている 3 月 31 日時点の住民基本台帳登載人口とし、今後の減少率については、江別市総合計画の人口推計に用いた率により算定し、平成 32 年度（目標年度）における人口を基準年度から 5.4% 減の 115,450 人と推計します。



(2) 本市の計画目標との比較

本市は、江別市総合計画（第5次）及び前計画において、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定しています。

平成21年度における実績値と両計画のこれら目標値を比較すると、ごみの排出量（1人1日当たりの排出量を含む。）、最終処分量は既に達成している状況にありますが、リサイクル率については、集団資源回収量の減少等により目標を若干下回っています。

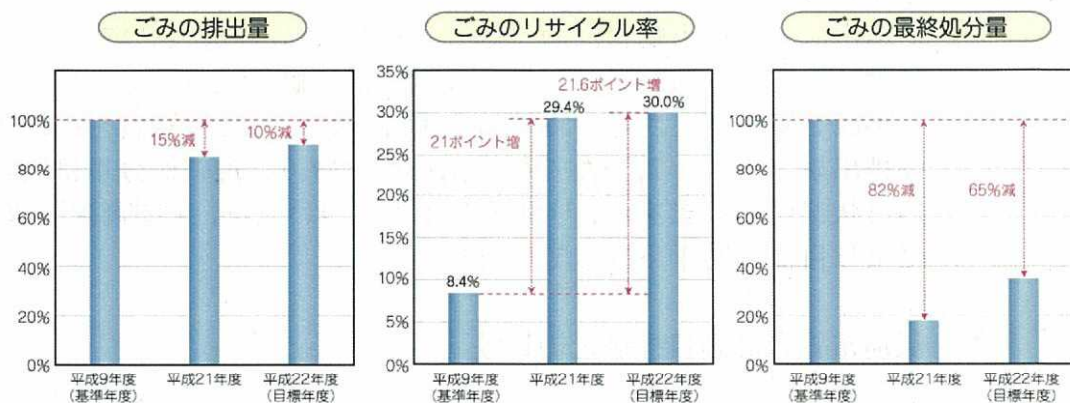
① 江別市総合計画目標値との比較

区 分	平成14年度 (基準年度)	平成25年度 (目標年度)	平成21年度	
			実績値	基準年度比
ごみの排出量	51,019 t	41,966 t (-17.7%)	41,837 t	-18.0%
1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	862 g	720 g (-16.5%)	713 g	-17.3%
ごみのリサイクル率	16.1%	30.6% (14.5ポイント)	29.4%	13.3ポイント



② 前計画目標値との比較

基準年度	目標年度	実績値
平成9年度	平成22年度	平成21年度
ごみの排出量	10%削減	15%減
ごみのリサイクル率	30%に増加	29.4%
ごみの最終処分量	65%削減	82%減

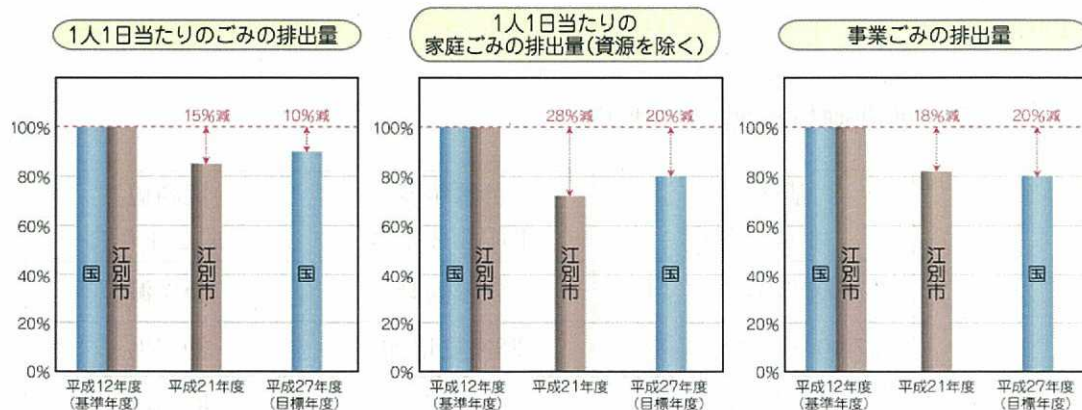


(3) 国の計画・方針の目標との比較

国は、3つの計画・方針によりごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定していますが、平成21年度における本市実績値は、事業系ごみの排出量を除き、いずれも目標値を上回っています。

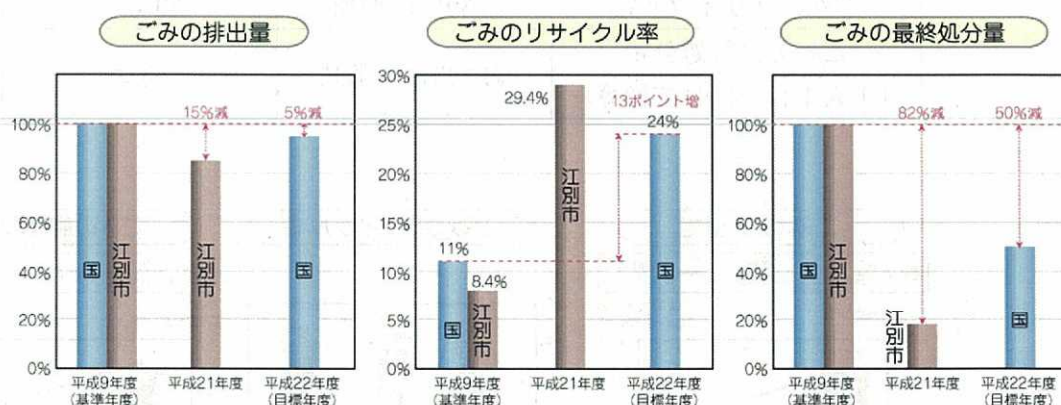
① 第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月策定）の目標値との比較

基準年度 平成12年度	国の目標 平成27年度	江別市の実績値 平成21年度
1人1日当たりのごみ排出量	約10%削減	15%減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源回収されるものを除く)	約20%削減	28%減
事業系ごみ排出量	約20%削減	18%減



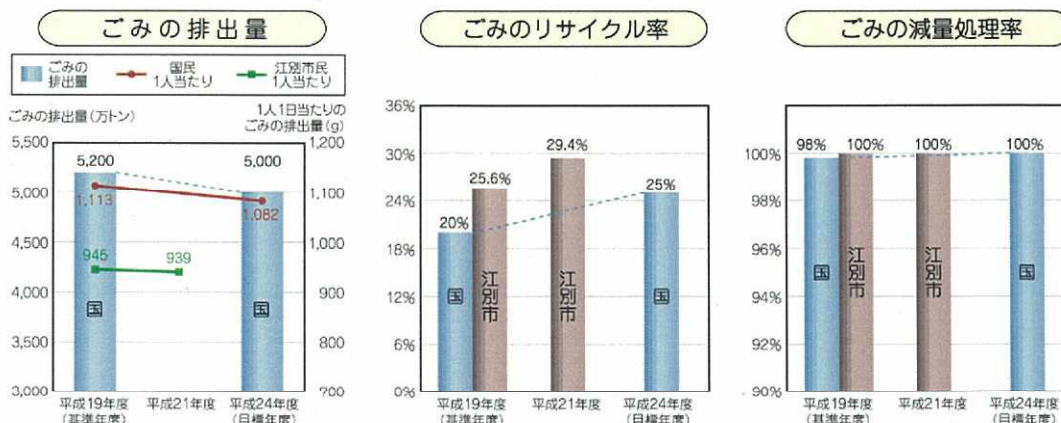
② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成17年5月策定）の目標値との比較

基準年度	国の目標	江別市の実績値
平成9年度	平成22年度	平成21年度
ごみの排出量	約5%削減	15%減
ごみのリサイクル率	約24%に増加	29.4%
ごみの最終処分量	約50%削減	82%減



③ 廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月策定）の目標値との比較

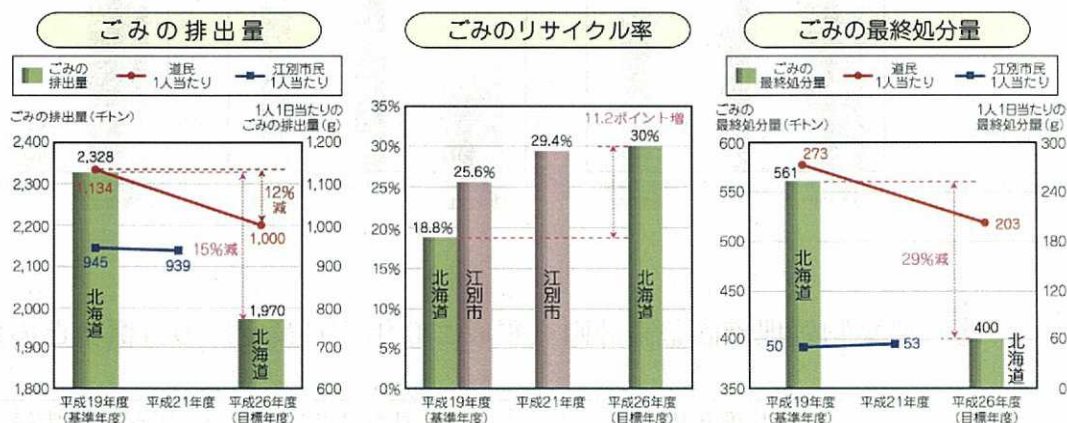
基準年度	国の目標	江別市の実績値
平成19年度	平成24年度	平成21年度
ごみの排出量 (1人1日当たりで換算)	約1,082gに削減	939g
ごみのリサイクル率	約25%に増加	29.4%
ごみ減量処理率	概ね100%	100%



(4) 北海道の計画目標との比較

北海道は、平成22年4月に策定した北海道循環型社会形成推進基本計画及びその個別計画である北海道廃棄物処理計画において、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量等について目標値を設定していますが、平成21年度における本市実績値は、リサイクル率を除き、いずれも目標値を上回っています。

基準年度	北海道の目標	江別市の実績値
平成19年度	平成26年度	平成21年度
ごみ排出量 (1人1日当たりで換算)	約1,000gに削減	939g
ごみのリサイクル率	約30%に増加	29.4%
ごみの最終処分量 (1人1日当たりで換算)	約203gに削減	53g



3. 基本方針に基づく施策

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、次の35の施策に取り組んでいきます。

(施策体系図)

基本方針	施 策
・基本方針1 3Rの推進	発生・排出抑制の啓発・支援
	広報機能の充実
	環境教育（学習）の推進
	施設見学の充実
	出前講座の充実
	市民団体等の育成・支援
	生ごみ減量化の推進
	リサイクルバンクの運営
	リユース活動の情報提供
	植物性廃食用油の拠点回収の情報提供
	事業系食品残渣再利用の調査研究
	集団資源回収の推進
	資源物収集の品目拡大の検討
	事業者の自主回収ルートを活用
	使用済小型家電の回収
・基本方針2 適正なごみ処理の確保	グリーン購入の推進
	安全・安心なごみ処理体制の確保
	処分業許可付与拡大による民間業者の活用
	在宅医療廃棄物の適正処理
	地域生活環境の保全
・基本方針3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	事業ごみの適正処理
	大型ごみ収集区分の新設
	指定ごみ袋の統一と新設
	ごみ処理手数料の減免拡大
	ごみ出し困難者に対する収集方法の検討
・基本方針4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	燃やせるごみの早期収集
	施設の維持管理の推進
	収集運搬業務の一括委託
	資源物・危険ごみの同日収集
	燃やせないごみの収集回数の見直し
	ごみ処理業務の委託拡大
	環境クリーンセンター処理手数料の検討
	リサイクルバンク利用者負担の検討
	広報誌等への有料広告掲載の募集
	新しいコスト計算手法の導入研究

(広報等による教育・啓発)

○ 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出を抑制するためには、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものは買わない、繰り返し使えるものや長持ちするものを買う、修繕するなどして大事に扱う等、市民自身のライフスタイルを見直し、行動することが求められます。

市では、これまでレジ袋の有料化によるマイバック持参運動など、ごみ発生・排出抑制の啓発・支援に取り組んできましたが、ごみ対策の第一ステージとして、様々な手法・場面による啓発や取り組み支援を継続していきます。

○ 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルール of 徹底や 3 R の啓発等のごみ処理に関する情報提供については、広報えべつ、分別の手引き・カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、その都度、パンフレット等を発行し、市民への周知・啓発に努めていますが、市民アンケートでも市からの情報提供が重要とする回答が多く、引き続き、タイムリーで見やすく分かりやすい広報に努めていきます。

○ 環境教育（学習）の推進

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、学校や自治会など様々な場面で活用できる分かりやすい教材・資料等を作成し、配布することにより、環境意識の醸成を図っていきます。

○ 施設見学の充実

環境クリーンセンターやリサイクルセンター等のごみ処理施設では、従来より学校や自治会などの団体を中心として施設見学を受け入れし、毎年多くの団体に施設機能等を説明してきましたが、3 R の推進についてより広い市民に理解してもらうため、市民個人を対象としたごみ処理施設見学会を開催するなど施設見学を充実します。

○ 出前講座の充実

市民のごみ減量やリサイクルの取り組み促進については、広報やリーフレット等による情報提供も大事ですが、相対して直接に訴えかけられる出前講座方式が理解を深める上で有効です。

これまでも、生ごみ堆肥化・減量等について講座を実施してきましたが、関係団体との連携の下、自治会等への情報提供など、その充実に努めます。

○ 市民団体等の育成・支援

市民団体の活動は、市民や行政との連携に大きな役割を果たすだけでなく、ごみの減量や資源化の取り組みを地域全体に広げていく原動力ともなることから、より一層連携を深めながら、その育成及び支援等を積極的に進めていきます。

(発生・排出抑制、再使用)

○ 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約30%は、水分を多く含む生ごみです。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りするなどの取り組みにより、生ごみを減らすことができます。

市では、生ごみ堆肥化容器（ダンボール式、密閉式、コンポスター）と電気式生ごみ処理機の購入助成を継続していくほか、学校など環境教育の場等で水きり器を配布するなど、関係団体と連携を図る中で、生ごみ減量の継続的な普及・啓発を行っていきます。

○ リサイクルバンクの運営

まだ使える不用となった家具類やスポーツ用品等を、希望する市民に提供するリサイクルバンク事業は、「もったいない」という気持ちを大切に、不用品の地域循環により、ごみとして出されないようにするリユース事業の中心となっています。

市では、このリサイクルバンクを再利用の実践・啓発の拠点として、引き続き運営していきます。

○ リユース活動の情報提供

フリーマーケットや白布回収等は、不用になったものでも直ぐにはごみとしない、市民の自主的なリユース活動です。

市では、こうした活動が広く市民に定着するよう広報等で情報提供していきます。

○ 植物性廃食用油の拠点回収の情報提供

バイオディーゼル燃料（BDF）は、寒冷地という地理的条件の下、品質管理面からの規制もあり、現在のところ広く市民・事業者が利用し得る状況にはありませんが、特定事業所での活用が拡大しつつあることから、その推移を見守りつつ、引き続き、市内スーパー等の店舗における拠点回収について情報提供していきます。

○ 事業系食品残渣再利用の調査研究

スーパーマーケットやレストラン、コンビニエンスストア等の事業所から排出される食品残渣（動植物性残渣）は、家庭から出る生ごみ同様に水分量が多く、その減量が求められます。

近年、食品残渣をごみとして排出せず、飼料化・堆肥化によって再利用する食品リサイクルループの動きが事業者間に出てきていますが、一方、廃棄物としての法的側面や処理過程での悪臭発生など、地域環境への影響も危惧されることから、他市の例等を参考に、その可能性について調査研究していきます。

(リサイクル)

○ 集団資源回収の推進

自治会やPTAなど、地域の団体が自主的に取り組んでいる集団資源回収は、本市のリサイクル事業の中で主要な位置を占めています。

集団資源回収は、行政収集（資源物収集）のように収集体制や処理施設の整備といった公費負担が必要ないほか、市民間での地域協働にも一役果している面もあります。

市では、従前より、集団資源回収に奨励金を交付して、これを推進してきましたが、今後も引き続き取り組んでいきます。

なお、近年、実施団体数は増加しているものの、回収量が減少傾向にあることから、市民が広く回収に参加できるよう、実施団体名や回収品目等について情報提供を強化していきます。

○ 資源物収集の品目拡大の検討

混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより多く品目を分別することが求められます。一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民の排出利便性を阻害する面もありますので、この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、その他プラスチック、雑紙、枝木等について分別収集の要望がありましたが、上記のデメリットを踏まえ、分別品目の拡大について検討していきます。

○ 事業者の自主回収ルートの活用

生きびんの回収は従前より小売店で行われてきましたが、大型スーパーマーケット等では、紙パックや白色トレイ等、自店で販売した様々な商品について自主的に店頭回収しています。また、新聞店等でもこうした自主回収が見られます。

こうした回収ルートの活用はリサイクルの推進に有効だけでなく、市のごみ処理量を減らす効果もあります。

店頭回収など事業者の取り組み状況の把握に努め、その情報提供により活用を図っていきます。

○ 使用済小型家電の回収

市では、資源リサイクルとして、レアメタル（希少金属）を回収する使用済小型家電回収モデル事業を平成21年度から北海道と連携して取り組んでいます。

回収は、年1回、えべつ消費者フェア（イベント）で行っていますが、回収状況を見ながらその手法について検討していきます。

○ グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくためには、商品の購入に当たって再生品の需要を喚起していくことも必要です。

市では従前より率先して再生品の優先購入を進めていますが、バーゲン品との品質差も小さくなってきていることから、引き続きグリーン購入を推進していきます。

基本方針 2 適正なごみ処理の確保

○ 安全・安心なごみ処理体制の確保

環境クリーンセンターは、ごみの中間処理と同時に、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行う本市のごみ処理の中心的施設で、ごみの適正処理にはなくてはならない施設です。

現在、長期包括委託により民間業者がその運営管理を行っていますが、市職員によるモニタリングを継続し、運転の効率化や適正な施設の維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を引き続き行っていきます。

○ 処分業許可付与拡大による民間業者の活用

火災時の多量ごみ、大型動物の死体等、環境クリーンセンターでの処理が困難な特殊なごみや、公共工事等で発生する伐採木や刈草等、処理の仕方によっては資源化できるものについては、現在、市内民間業者に「一般廃棄物処分業」の許可を付与することで、適正処理を確保するとともに、環境クリーンセンターや最終処分場への負荷を軽減しています。

現在の許可を継続するとともに、施設特性を踏まえ、必要に応じ許可品目を拡大することにより、民間業者の活用を図っていきます。

○ 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、収集作業時等の針刺し事故により感染の危険性があることから、現在は、受診医療機関等での処分を原則としています。

しかし、近年、高齢化社会の進展や医療の進歩に伴って、その種類も量も増加しつつあることから、医療関係者との協議により、市が処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲の明確化により適正処理を図っていきます。

○ 地域生活環境の保全

・ 不法投棄、野焼き防止の啓発・監視

不法投棄や野焼きは、法によって禁止されています。地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や広報等での啓発を継続するほか、警察や消防等の関係機関との連携を強化していきます。

- ・ **ごみステーション管理の支援**

ごみステーションは利用する方により管理されていますが、排出マナー違反やカラス等による飛散被害も見られます。

ごみ排出ルールの違反については、ごみを収集しない理由を書いた残置シールの貼付や排出物の内容確認による排出者への直接指導などとともに、広報等を通じてルールの徹底を図っています。

カラス対策についても、ごみネットやカラスよけサークルの普及等、地域と連携して取り組んでいます。今後も引き続き支援していきます。

- ・ **共同住宅入居者への排出ルールの徹底**

大都市圏のベッドタウンとしての性格や学生数の多い本市の特性として、共同住宅への入居者が多い地区では、入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみ排出ルールが守られない場合も見受けられます。

これまでも、地域自治会や大学と連携して説明会を開催するほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど周知啓発を行っていますが、今後もこうした取り組みを継続していきます。

- **事業ごみの適正処理**

- ・ **事業所への指導・啓発**

事業系ごみは、ごみの排出事業者自身に適正処理責任があることから、処理方法等について、収集運搬許可業者を通じて日々指導を行っているほか、パンフレットの配布やセミナー開催等による啓発を行ってきました。しかし、一部に廃棄物の分別区分、処理ルート等への理解不足や、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所も見られることから、引き続き、事業ごみの減量、リサイクル、適正処理について指導・啓発していきます。

- ・ **多量排出事業所の指導強化**

事業系ごみについては、週平均排出量が500kgを超える2割の事業所で、全事業系ごみの9割を占めるという調査結果があり、多量排出事業所の排出行動がごみの適正処理に大きく影響します。

ごみ組成分析や事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られることから、本市のごみ処理ルールの徹底について、多量排出事業所を中心に指導を強化していきます。

○ 大型ごみ収集区分の新設（平成22年10月 先行実施）

これまで、ごみステーションに出せなかった最大辺が1メートルを超える大型家具類、ガスコンロなど発火の危険性のあるもの、鉄アレイなど硬いかたまり状のものについて、事前の電話申込みを受けて、玄関先などから戸別に収集する「大型ごみ」という収集区分を設けました。

以前は、収集業者に個別に依頼するか、自ら環境クリーンセンターに持ち込まなければならず、市民にとっては、経済的にも労力的にも大きな負担となっていました。新たな大型ごみ制度の下では、ごみの大きさや重さに応じて、250円、500円、1,000円の3種類のいずれかの負担で済むことから排出利便性が向上しました。

大型ごみの収集実施については、市民アンケートでも約7割の方から要望がありました。

○ 指定ごみ袋の統一と新設（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月の分別区分の変更により、燃やせるごみが増加し、燃やせないごみが半減したことから、燃やせないごみ袋が使われずに残る状態となりました。

市民には袋を使い分ける手間をなくし、取扱店には保管・販売の手間を軽減し、市としても袋の作成や配布に要する費用を軽減するため、指定ごみ袋を統一しました。

また、近年、世帯の少人数化が進み、ごみの少量排出の要望を踏まえて、指定ごみ袋の統一に合わせ5リットルの少量袋を新設しました。

○ ごみ処理手数料の減免拡大（平成22年10月 先行実施）

ごみ処理手数料の減免は、これまで生活保護世帯を対象としてきましたが、今日の高齢化の進展や子育て環境重視の下、常時、おむつが必要な方への支援が福祉的観点から求められており、ごみ出し負担の軽減として減免対象を要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

○ ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

近年、世帯の少人数化とともに、高齢者や障がい者の単身世帯化等により、ごみ出しが困難な要介護世帯が増加する傾向が見られます。

こうしたごみ出し困難者は、現在、家族や民生委員など地域福祉に支えられていると思われますが、今後その増加が予想されることから、収集方法のあり方について検討していきます。

○ 燃やせるごみの早期収集

燃やせるごみの約3割は、カラス等が狙う生ごみが占めています。ごみは朝9時までにごみステーションに出すこととしていますが、飛散防止には早期の収集が望まれます。

市民アンケートでも、早めの収集に対する要望が多く寄せられていることから、地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について検討し、早期収集に努めていきます。

基本方針 4 経済的・効率的なごみ処理の推進

○ 施設の維持管理の推進

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターは本市のごみの処理の中核施設として、安全で安心な施設の運営管理が求められています。

運転上のトラブルを防止し、施設の優れた処理性能を発揮させるため、日々の点検、整備を継続していきます。

また、建設には大きな財政負担を要しており、施設の安全で安定的な運転管理を維持するため長期修繕計画を策定します。

最終処分場については、環境クリーンセンターの特性から処理後の残渣は最小限に抑えられていますが、管理型処分場としての安全性を確保していきます。

○ 収集運搬業務の一括委託（平成22年10月 先行実施）

市ではこれまで、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集運搬を、順次、個別に業者委託をしてきましたが、その効率化を図るため、先行実施の大型ごみ収集を含め、行政収集に係る全てのごみ・資源物の収集運搬業務を一括して委託しました。

この一括委託により、業務量に応じた車両及び人員を調整することが可能となり、収集運搬業務の効率が高まりました。

○ 資源物・危険ごみの同日収集（平成22年10月 先行実施）

資源物については月2回、危険ごみについては月1回収集としていましたが、この間での曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障が生じていました。

危険ごみの収集を資源物の収集日と同日としたことで支障を解消し、同時に車両の効率的な運用も可能となりました。

○ 燃やせないごみの収集回数の見直し（平成22年10月 先行実施）

平成20年10月に行った分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、排出量に応じて、燃やせないごみの収集回数を、年末年始や春先の引越時期等の多量排出となる時期を除き、週1回から月2回に変更しました。

今後も、排出量と市民利便性のバランスを見ながら、収集回数について必要に応じた見直しを行っていきます。

○ ごみ処理業務の委託拡大

市民の期待するごみ処理の推進には、これまでの業務水準や安全性を維持しつつ、市民負担となるごみ処理費用を抑制していくことが必要です。

効率的な業務執行に引き続き努めるとともに、指定ごみ袋の管理、不適正排出ごみの回収、不法投棄防止の監視パトロールなどの定型的業務について委託拡大を図っていきます。

○ 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターでは、直接搬入される家庭ごみは10kg当たり90円で、事業系一般廃棄物は10kg当たり110円で受入れ処理しており、ごみ処理手数料収入の約3割を占めています。

当センターでのごみ処理手数料の金額は、排出抑制や費用負担の公平化の観点とともに、指定ごみ袋、ごみ処理券、大型ごみ処理シールなど有料家庭ごみとのバランスも考慮しながら、その金額のあり方について検討していきます。

○ リサイクルバンク利用者負担の検討

リサイクルバンクでは、現在、不用品を無料回収・無料提供しており、利用する市民にとっての利便性は高い半面、回収費用や展示・提供に係る運営費用は全て公費で賄われており、利用している人と利用していない人との間では公平な負担とはなっていません。

リサイクルバンク利用料など、受益者負担として利用者に一定の負担を求めることで、リユースの中心的事業としての、当事業の持続的な運営を確保するだけでなく、物を長く大事に使うという市民への動機付けを図る上でも有効です。

このことから、リサイクルバンク利用について、費用負担のあり方やその手法等について検討していきます。

○ 広報誌等への有料広告掲載の募集

市では、広報えべつ等様々な広報紙面に有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減を図っています。

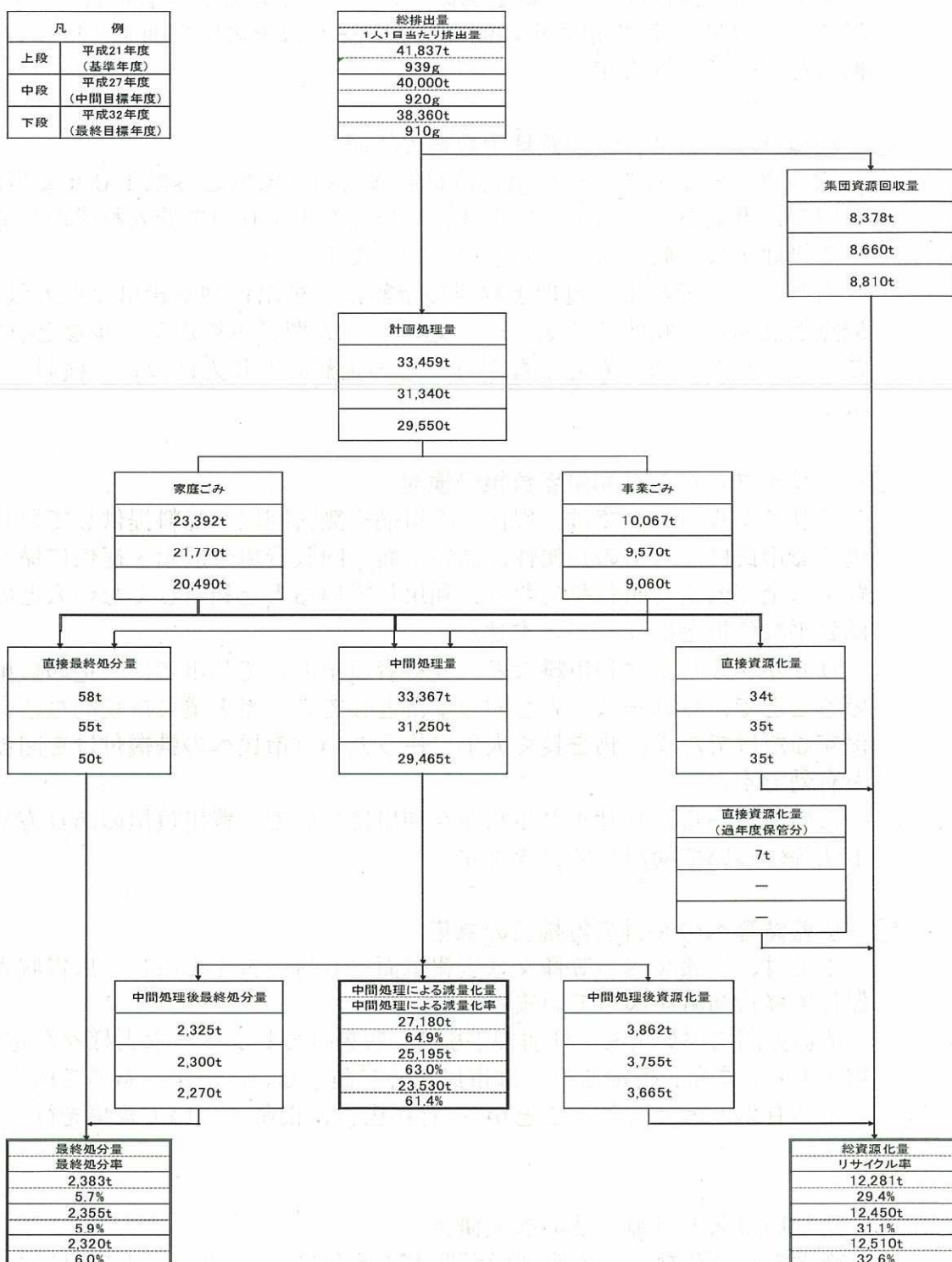
清掃部門においても、分別の手引き、収集日カレンダーなど様々な定期広報物があり、また、指定ごみ袋は市民が必ず購入し、目にするもので広告媒体としても有効と考えられることから、有料広告の掲載について募集を行っていきます。

○ 新しいコスト計算手法の導入研究

施設の維持費などごみ処理費が増大する今日、より低コストで良質なごみ処理サービスを提供していくためには、事業に要する費用の必要性や効率性等を、全国統一的な基準を用いて比較検証していくことが必要なことから、国及び他市の動向等を見ながら、その導入について研究していきます。

4. 目標年度におけるごみの発生（処理）量

基本方針に基づく様々な施策の取り組みにより、各段階における中間目標年度及び最終目標年度のごみ発生（処理）量を、次のように見込みます。



5. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害廃棄物処理対策

災害時には、多量の廃棄物発生が予想され、迅速な対応も求められます。

災害後の環境衛生保持の観点から、江別市地域防災計画に定める「災害応急対策計画の清掃計画」による適切な処理を行うほか、国が策定した「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」により、近隣市町村との連携体制や、災害廃棄物の排出場所、収集方法、仮置き場等の処理対策について検討していきます。

(2) 廃棄物処理施設整備基金

ごみ焼却施設や最終処分場等、廃棄物処理の中心施設の更新には多額の費用を要します。環境クリーンセンターや最終処分場は、平成14年に整備されており本計画期間内における更新予定はありませんが、いずれは耐用年数を迎えます。

将来の施設更新に向けて、基金としての積み立てを引き続き計画的に行っていきます。

(3) 産業廃棄物処理施設等への対応

産業廃棄物は、行政区域内処理が原則の一般廃棄物と異なり、行政区域を越えて処理されることから、札幌市に隣接する本市においては、産業廃棄物処理施設等による生活環境問題が多く惹起されます。

産業廃棄物については、本市に法的権限はありませんが、産業廃棄物施設の立地や運転については、地元自治会と協力しながらパトロールや、権限庁の北海道や札幌市と、情報の提供や収集を行い、連携して指導等を行っています。

また、札幌圏の市町村で構成する「札幌圏廃棄物対策連絡会議」での情報交換や合同パトロールを毎年実施しています。

平成21年10月に、懸念される環境問題の発生防止と地域の生活環境の保全を目的として、「産業廃棄物処理施設に係る環境保全要綱」を制定し、協定締結等に取り組んでおり、こうした様々な取り組みを今後も継続していきます。

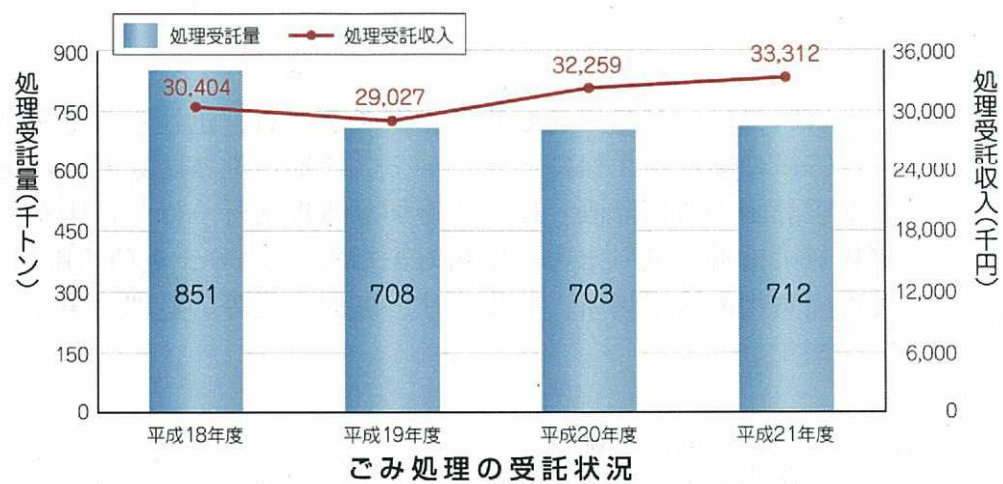
(4) 新篠津村のごみ処理受託

隣接する新篠津村の一般廃棄物（燃やせるごみ・燃やせないごみ・危険ごみ）を平成18年4月から環境クリーンセンター等で受け入れし、処理しています。

これは、石狩市、当別町とともに加入していた北石狩衛生施設組合の解散に伴い当村からの処理依頼に基づくものです。

受託ごみ処理量は、年間700トン（本市の約2%）ほどであり、本市のごみ処理に支障はないことから、今後も、受託を継続していきます。

なお、受託収入は年間約3千万円となっています。



第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

本市における下水道普及率は97%を越えている状況ですが、下水道処理区域となっていない市街化調整区域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

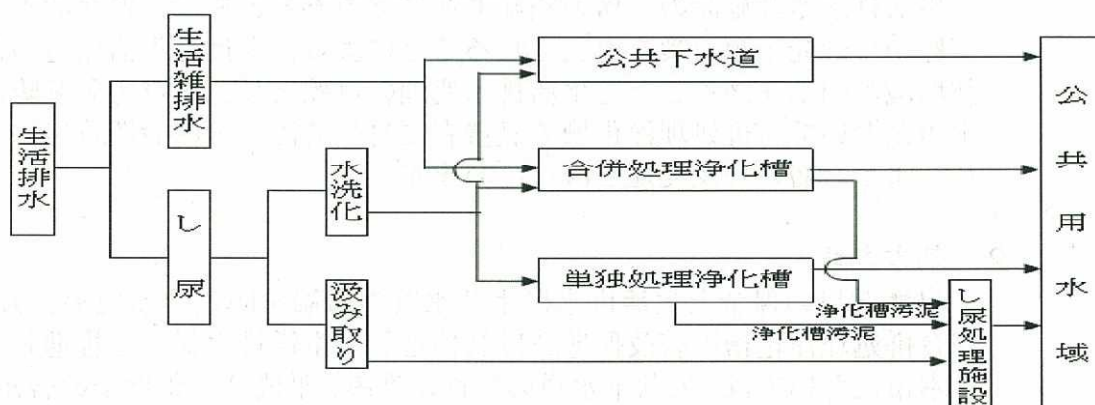
平成21年度における生活排水処理の状況は、計画処理区域内人口121,987人のうち、119,682人については、生活排水の適正処理がなされています。

合併処理浄化槽は、従前、事業所、学校など比較的規模の大きいものの設置が主体でありましたが、最近、個別住宅に設置する件数が増加してきています。

また、し尿及び汚泥については、それぞれ許可業者が収集・運搬し、し尿処理施設へ搬入しています。

し尿処理施設は、1日あたり20k1の処理能力を有しており、運搬されたし尿・汚泥はこの施設で、不適物を取り除き、その後下水道汚水と合わせて処理されています。

本市における生活排水の処理体系は、次の図のとおりです。



なお、平成18年4月より新篠津村からのし尿及び汚泥を受け入れしていますが、その量は全体量に対し10.8%となっていますので、今後も受け入れていきます。

浄化槽処理人口の推移

(単位：人)

年度 項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 行政区域内人口	123,070	123,086	123,012	122,344	121,987
2 下水道処理人口	129,329	119,329	119,238	118,572	118,224
3 浄化槽処理人口	1,998	2,058	2,098	2,160	2,191
4 非水洗化人口 (し尿)	1,743	1,699	1,676	1,612	1,572

第2節 生活排水処理の課題

合併処理浄化槽については、設置するために国の補助制度はあるものの、工事に高額な費用を伴うとともに、水道料金や清掃、法定検査などの維持費が必要となることから、普及していくことが難しい状況にあります。

このことから、本市の生活雑排水の処理は、そのほとんどが下水道処理によるものですが、市街化調整区域（主として農村地区）の家庭では、合併処理浄化槽で処理する割合も徐々に増えてはいるものの、依然として「し尿の汲み取り」若しくは「単独処理浄化槽」で処理されており、生活雑排水は未処理のまま排水溝、河川などに排出されている形態もあり、河川などへの水質に少なくない影響を及ぼしています。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 基本目標と基本方針

1. 基本目標

生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動を通じて各家庭からの発生源対策を充実させることにより、身近な生活環境の保全及び自然環境の向上を図ることを生活排水処理の目標とし、水質汚濁を防止するため、本市において合併処理浄化槽の設置者に対しては、その設置費用の一部を補助し、より一層の普及促進を図っています。

2. 基本方針

自然環境の保全と生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進をはじめとした生活排水対策を推進します。

本市においては、公共下水道の整備が進み、平成21年度末の普及率は97%となっています。

市街化区域は公共下水道によることとし、市街化調整区域については、次の基本方針を定め具体的な施策を実施していきます。

- ① 合併処理浄化槽による個別処理を進めます。
- ② 既設の単独処理浄化槽については、生活雑排水の処理向上を促進するため、個別の状況を勘案しながら、合併処理浄化槽への転換指導を推進します。

第2節 生活排水の処理計画

1. 処理の目標

基本方針に掲げた施策を実施することにより生活排水処理対策を進め、水質汚濁を防止します。

① 水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の目標

目標年度の32年度における水洗化・生活雑排水処理人口を113,664人、生活排水処理率を98.5%、合併処理浄化槽処理人口を1,944人とし、非水洗化人口を減少させます。

水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の現状と目標

	平成21年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
1 行政区域内人口	121,987 人	115,450 人
2 計画処理区域内人口	121,987 人	115,450 人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	119,682 人	113,664 人
(1) 下水道処理人口	118,224 人	111,720 人
(2) 合併処理浄化槽処理人口	1,458 人	1,944 人
4 生活排水処理率	98.1%	98.5%
5 非水洗化(単独処理浄化槽)人口	733 人	700 人
6 非水洗化(し尿)人口	1,572 人	1,086 人

※生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

② 合併処理浄化槽設置整備計画

目標年度における合併処理浄化槽処理人口の達成するため、その整備については、国庫補助事業を活用し、次のとおり計画します。

合併処理浄化槽の設置整備計画

設置整備計画地域	計画基数 ・ 処理人口	整備計画年度	概算事業費
本市行政区域内のうち 美原、篠津、八幡、上江別の一部 中島、豊幌の一部、東野幌の一部 西野幌の一部、角山、対雁の一部 元野幌の一部、大麻の一部、文京台の一部	計画基数 100基 計画処理人口 430人	平成23年度 ～平成32年度	43,400千円

2. し尿及び汚泥の処理目標

合併処理浄化槽を設置できず、し尿を排出する方に対する収集・運搬については、衛生的で快適な生活環境を維持する上で必要な行政サービスであることから、今後においても継続して実施するとともに合併処理浄化槽の設置普及を図ります。

目標年度における排出量を合計で3,450k lとします。

し尿及び汚泥の処理量の現状と目標

	平成21年度 (基準年度)	平成32年度 (目標年度)
汲み取りし尿	2,605k l	1,800k l
単独処理浄化槽汚泥	1,373k l	1,650k l
合併処理浄化槽汚泥		
合 計	3,978k l	3,450k l

※それぞれの排出量は、1人1日あたりの原単位を、汲み取りし尿4.54ℓ、
浄化槽汚泥1.71ℓとして計算した。

第4編 計画の推進等

1. 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を点検・評価するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメントを行っていきます。

また、各施策の結果については、次期計画に反映させていくものとします。

2. 情報公開

市民・事業者と情報を共有するため、ごみの量や処理経費等に関するデータについては、清掃事業概要のほか、広報・ホームページにより広く情報を公開していきます。

3. その他計画の推進に必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第6条の規定に基づき、平成11年に市長の諮問機関として設置しています。学識経験者枠から5名、民間団体枠から6名のほか、平成21年度からは市民委員の公募を行い、現在2名の委員が委嘱され、計13名で構成されています。

広く市民の取り組みが必要な「ごみの減量」について、その審議には市民的感觉が大切なことから、引き続き、女性の積極的登用を含めて幅広い層から市民委員を公募し、その参加を求めています。

(2) パブリックコメント、市民アンケートの実施

ごみ処理についての様々な課題を解決するには、広く市民の意見や要望を聞いていくことが大切です。

清掃事業について大きく制度を改正する際には、ごみ処理の現状を把握するために、アンケート調査や事業に対するパブリックコメントの手続きを、必要に応じて実施し、今後の事業運営に反映させていくものとします。